

事前確認（物件売買時）に関する申請書
フラット35（リフォーム一体型）
（第一面）

- 1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり事前確認を申請します。(注1)
なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄に記載された場合に限り。)

検査機関名 建築士事務所名 御中

Form with multiple sections: 申請者, 代理者, 手数料請求先, 建物の所在地, 住宅の種類, フラット35Sの基準の適用, 提出書類, 備考, 検査機関受付欄, etc.

(注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。
(注2) 「一戸建て等」：一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅
「マンション」：地上階数3以上の共同建ての住宅（構造が耐火構造（性能耐火含む。））又は準耐火構造
(注3) フラット35Sにおいて、全ての基準についての物件検査業務を行うことができるのは検査機関に限り。適合証明技術者はフラット35S（中古タイプ基準）に係る判定に限り行うことができますのでご注意ください。
(注4) フラット35Sを適用する基準は、評価方法基準に定められた等級又は住宅事業建築主の判断の基準等と同じ基準です。
(注5) 「省エネルギー対策等級」の基準を満たす新築時の適合証明書又は建設住宅性能評価書を活用する場合は、「断熱等性能等級」を「省エネルギー対策等級」に読み替えてください。
(注6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定による基準適合認定建築物をいいます。
(注7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
(注8) 劣化対策等級3以上等：評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策（一戸建て以外の場合に限り。）が必要
(注9) フラット35S（特に優良な住宅基準）のうち、「9.省エネルギー性」「2.認定低炭素住宅」を希望される場合は、「認定低炭素住宅の認定後の増・改築の有無」を備考欄に記載してください。なお、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
(注10) 高齢者等配慮対策等級4等：評価方法基準による高齢者等配慮対策等級4以上（共同住宅の専用部分は等級3でも可）
(注11) フラット35S（特に優良な住宅基準）のうち、「12.耐久性・可変性」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S（特に優良な住宅基準）「耐久性・可変性」は利用できません。

事前確認（物件売買時）に関する申請書

フラット35（リフォーム一体型）

（第二面）

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（以下「フラット35」といいます。）の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
 - (1) 機構のフラット35に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての現況検査は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての現況検査は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 6 フラット35Sを利用する場合には、金融機関への申込期間が定められていますので、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 7 フラット35Sを利用する場合には、フラット35Sの基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合することが必要であることを承知しています。
- 8 フラット35の技術的基準に不適合な場合で、リフォーム工事等によって改善が図れない場合は、融資の対象とならないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - (1) 業務内容
 - ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35に適用される技術的基準に適合することを証明する業務（以下「適合証明業務」といいます。）
 - イ その他これらに付随する業務
 - (2) 利用目的
物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
 - ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため（同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち、当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。）
 - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・機構が行う融資フラット35（リフォーム一体型）に関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	現況検査（物件売買時）に関する申請書に記載されたお客さまの属性等（氏名、住所、電話番号等）、申請に関する住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等）
申請住宅について機構のフラット35（リフォーム一体型）の融資の申込みを行う金融機関	・フラット35（リフォーム一体型）に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う検査機関	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等	